

## 第2回口頭弁論期日のご報告

平成28年6月30日  
原発被害救済千葉県弁護士事務局

### 1 法廷におけるやりとり

#### (1) 当弁護団の主張

##### ★第1準備書面(被告国の求釈明に対する回答)の陳述

###### ○概要

- ① 被告国が本件事故前に実施すべき改善命令‘等’とは、電気事業法39、40条に基づく修理命令や改造命令等である。  
被告国が本件事故前に改正すべき省令‘等’とは、電気事業法39条に基づく「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」と、その他の省令・指針・規則・命令一切である。
- ② 被告国が本件事故の責任を負うために必要な予見可能性の対象とは、福島第一原発の敷地高さを超えて各建屋内に浸水を及ぼす津波の到来である。

##### ★証拠の提出

###### ○提出した主な証拠

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会報告書(国会事故調)、政府事故調報告書、三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について(地震調査研究推進本部作成)、溢水勉強会の調査結果について(溢水勉強会作成)

#### (2) 被告東京電力の主張, 証拠の提出

なし

#### (3) 被告国の主張

##### ★ 第1準備書面の陳述

###### ○概要

- ① 国の規制権限不行使が違法となる場合とは、具体的事情の下、規制権限不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く場合に限られる。原告らが主張する電気事業法に基づく規制権限の行使は、行政庁に専門技術的裁量が認められる。
- ② 地震調査研究推進本部が平成14年に公表した「長期評価」(三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について)は、日本列島太平洋沿岸の特定の場所に到来する津波の波高を、予想していない。長期評価は、マグニチュード9.0の本件地震はもちろん、本件津波も、具体的に予想していない。  
平成18年、原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構、電気事業者等

は、「溢水勉強会」を立ち上げ、原発に関する国内外の事故等を調査検討した。「溢水勉強会」は、津波が到来した場合に予想される波高に関する知見を得る目的で設置されていない。あくまで、仮定された水位の津波が到来し、仮定水位津波による浸水が長時間継続したと仮定した場合における原発施設への影響を検討しただけに過ぎない。その結果、「溢水勉強会」において想定された福島第一原発への津波は、東電が「津波評価技術」に基づいて計算した「O.P.+5.6m」の水位にとどまった。

したがって、国は、「長期評価」「溢水勉強会」等の知見により、福島第一原発の敷地高さを超える津波が到来することについて、予見できなかった。

- ③ 国の規制権限は、発生した結果の原因となる事象について、行使される。したがって、国の規制権限不行使が違法とされる前提として、国が予見すべき対象は、「本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震・津波の発生又は到来」である。原告らが主張する「敷地高さを超える津波」は、本件津波の規模とは異なるため、国が予見すべき対象ではない

#### ★証拠の提出

##### ○提出した主な証拠

原子力発電所の津波評価技術(土木学会原子力土木委員会津波評価部会作成)、平成23年東北地方太平洋沖地震の評価(地震本部地震調査委員会作成)、内部溢水・外部溢水勉強会での検討・報告内容を示す資料、869年貞観津波の数値シミュレーション(佐竹健治氏ら作成)

#### (4) 当弁護団員による提出した主な書証の説明

#### (5) 原告番号4番さんによる意見陳述

## 2 今後の裁判の日程

第3回口頭弁論期日 平成28年8月29日(木)午前10時半

※ 千葉地方裁判所601号法廷で行われる予定です。

※ 傍聴席は抽選となる予定ですので、傍聴ご希望の方は、千葉地方裁判所1階ロビーへ、お早めにお越しください。

以 上